

平成 26 年度平塚市子ども・子育て会議（第 1 回） 会議概要

日時：平成 26 年 5 月 23 日（金） 13：30～16:09

場所：平塚市役所新館 3 階 研修室

1 委嘱

健康子ども部長から新委員である吉野、島崎、野坂、石川の 4 委員に委嘱状を交付した。

2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱の改正について

本年 4 月 1 日の神奈川県平塚児童相談所開設に伴い、平塚市子ども・子育て会議運営要綱の中の「神奈川県中央児童相談所の代表者」を「神奈川県平塚児童相談所の代表者」と改正した旨、事務局より報告した。（資料は参考 1）

3 議事

(1)子ども・子育て支援新制度に係る各基準（案）について

事務局が資料 1-1～1-5 に基づき説明した。

※説明の概要は以下のとおり。

資料 1-1 では、委員に事前に郵送した時点で基準（案）であったものが 4 月 30 日公布（資料 1-5 の官報参照）で基準となり、内容も一部変更になっている旨説明。（変更後基準でパブコメを行う。）

資料 1-2 については、パブコメを実施するに当たり新制度と各基準案の概要を説明した資料を作成した（パブコメ閲覧用資料の一部）ので、この概要をまず説明。各基準について、国基準と変えた部分は、参酌すべき基準（十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準）の中の 3 項目。

- ・（仮称）平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
⇒「耐火基準」※家庭的保育事業のみ
- ・（仮称）平塚市支給認定（保育の必要性）に関する基準（案）
⇒「保育の必要量」※保育短時間のみ
- ・（仮称）平塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
⇒「施設・設備」、「開所時間」

パブコメのスケジュール（予定）

平成 26 年 6 月 6 日（金） パブリックコメント開始

平成 26 年 7 月 8 日 (火)	パブリックコメント終了
平成 26 年 7 月	条例案検討
平成 26 年 9 月	議会への提案・議決
平成 27 年 4 月 1 日	条例施行

※現時点での予定のため、今後、国の動向等によっては、多少変更となる場合あり。

資料 1-3 パブリックコメントで意見を募集する基準（案）により説明。
各基準（案）の概要について説明した後、主に表の中で平塚市独自で変えている基準について説明。（表の中の色が濃い部分）

資料 1-4 パブリックコメントの期間や提出先について説明。提出先が内容によって保育課と青少年課に分かれているが、子ども・子育て会議委員については保育課にまとめて提出いただきたい。パブコメ終了の日までをお願いしたい。

今後パブコメや子ども・子育て会議でいただいた意見を考慮して条例案をまとめ、市議会 9 月定例会に上程する予定。

国の方から基準として出ていない支給認定、保育の必要性に関する基準については、最近国から、必ずしも市が条例化をする必要はないということが示されたので、ほかの 3 つについて条例化することを考えている。

【質疑応答は次のとおり】

委員：幼稚園については、新制度に移行し施設型給付になるか、現行制度のまま継続するか選択できることになっているが、来年 4 月に向けて逆算すると、10 月中旬には広報をする必要があり、余り時間がない。資料 1-2 で、支給認定の申請手続き、幼稚園や保育所などの利用料金については、検討し順次お知らせすると記載があるが、見通しを伺いたい。

事務局：幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度のまま継続する園があることを PR していくとともに、把握した情報は早めに周知したいと考えるが、具体的に国が単価を示さないので、市としても情報を伝えることができない状況である。今のところ、市民への周知については、幼稚園の募集が 10 月中旬から始まることも踏まえ、10 月の広報ひらつかに制度の詳細を掲載できるよう調整中である。

委員：公立幼稚園については新制度に移行する予定なのか。

事務局：現在公立幼稚園は 5 園あり、うち 1 園については認定こども園になるこ

とを決めている。その他の園については、公立幼稚園は基本的に新制度に準じるものと国からは示されている。

委員：平塚市で事業所内保育施設は何カ所あり、その中で新制度に移行しそうなところはどのくらいあるか。

事務局：現在把握しているのは、すべて病院内保育施設で、5カ所あるが、新制度への移行の希望を示しているところはない。

委員：実際に制度を利用する保護者の方の疑問として、新しい制度の園と現行どおりの園とで負担額に差があるのか、また自分の子どもをどこの園に入れば質の高い保育が受けられるのかが非常にわかりにくくなっているが、どう考えるか。

事務局：おっしゃるとおりだと思うが、今の段階で示す情報がないのが現状であり、それが見えてきた段階で積極的に示していきたい。

委員：認可外の園については、新しい制度の家庭的保育への移行を県が進めているように受けとめているが、それらの新しく給付対象となる0～2歳の子どもたちについて、親が預けて安心という制度にしてもらいたい、どうか。

事務局：0～2歳の保育の質の確保は非常に大事だと思っているが、実際に家庭的保育等が必要なのかどうか、既存の認可保育所、幼稚園、幼稚園の預かり保育、認定こども園の中で考えることができないのかも踏まえて検討していきたい。

委員：従うべき基準であっても、国基準に対して市の基準が上回ることは差支えないとのことである。家庭内保育事業や小規模保育事業での子どもへの人数に対する保育従事者数や資格取得者の有無などは、現行の国基準では非常に問題点があると感じているが、基準の上乗せについて検討の余地はないのか。

事務局：国から示された基準では、従うべき基準として示されているので、基準を変えることは考えていない。ただ、今後ニーズ量、サービス量を検討していく中で、小規模保育などのニーズが数字として現実的にどのくらい出てくるのかということもあるが、ニーズに対して既存の認可保育所、幼稚園、認定こども園の枠の中で収めることができるのであれば、それが一番望ましいと考えており、そういう方向に持っていきたい。それだけではニーズが満たせないということになれば、新しい方法も考えていかなければならないと思う。

委員：国の認定の区分として満3歳以上と満3歳未満となっているが、市としては誕生日を迎えた時点の年齢で扱うのか、学年として扱うのか。

事務局：4月1日現在での認定区分、クラス編成とすることになっている。認定

区分が途中で入れ替わることが出てくるかと思うが、単価的には年度内は同じであり、施設に払う金額としては変わらない。

委員：(仮称)平塚市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(案)の中で、職員の資格に関する経過措置と施設・設備について児童1人当たり1.65㎡以上に関する経過措置の2つがある。資格に関しては経過措置5年間と伺っているが、経過措置の期間を伺いたい。

事務局：職員の資格の経過措置については国の基準の中で、附則という形で5年間の経過措置が設けられており、市としてもそれを準用する。面積の経過措置については国の基準自体が平成27年から31年までの5年間を見ているので、同じ5年くらいかと考えているが、まだ決まっていない。

委員：児童の集団の規模について、「児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。」とあるが、あいまいであり、50人、60人になる心配もあるので、「おおむね」は削除した方がいいと考える。また、施設の中で複数に分けるとのことだが、どのように分ければよいという考え方はあるのか。

事務局：具体的なところは今後検討することになるが、子ども・子育て会議の報告の中にも、適正人数40人規模ということで、ただ分割だけでなく、同じ施設の中でクラスを変えるなどの運用もできるという話になっている。

委員：学童保育に関してだが、今回就学前の保護者に対してはニーズ調査を行っているが、就学後の保護者に対しても調査が必要ではないか。

事務局：調査は就学前の保護者に対して行ったものだが、設問としては就学後の学童保育についても含まれており、ニーズ量は出ている。ただし、出ている数字は全般的に、実際に行っているサービス量よりも高いニーズとして数字が出ており、これらが現実的な数字なのかどうかということについては、今後皆さんの意見をいただきながら検討していくことになる。

委員：学童保育に関しても、待機児童はなくし、入りたいと思っている人が入れるようにしていくべきである。数字だけではなく、入れない子どもがいる理由は何かというところで政策が進められるべきではないか。

事務局：希望される数字については、なるべくかなえたいとは思いますが、意向については「必ず利用するか」という設問ではなく、将来的な意向について聞いている。実際に学童保育の施設をたくさんつくったと仮定して、学童保育に入ってくる方がなく、施設がつぶれてしまうということではいけないので、私どもが調査した数字なども提示しながら、みなさんの意見をいただいて、どういうふうの実態に合った数字に近づけていくかを考えたい。

(2)子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の結果から推計したニーズ量の見込みについて

事務局が資料2、2-1に基づき説明した。

※説明の概要は以下のとおり。

前回3月14日の子ども・子育て会議では、平塚市の教育・保育等を含めたニーズ量の見込みについて、国の手引きによる算出の仕方の概略を説明したが、今回は平塚市のニーズ量の見込みの推計値について、資料2に基づき説明。ただし、想定される定員よりもニーズ量の方が高めにできてしまう傾向があり、今後、分析を行うことにより必要であれば実態に合った補正を行っていく。

資料2-1については、4月中旬に内閣府に報告した量の見込みの報告書（国の手引きどおり算出）をもとに説明。本報告書について、内閣府からの文書では、「未確定のものがあることも前提として「量の見込み」の概数を把握することが目的」との趣旨であったので、県内各市からも情報収集し、確認した市においては、補正しない国の手引きどおり算出した数字で報告することを確認。

以上のとおり、資料2、資料2-1については、国に提出済みではあるものの、まだ未確定な数値という前提で、事務局から説明。今後、ニーズと現実とのギャップをいかに埋めていくかについては、改めて数字を皆様にお示ししながら検討していきたい。

※資料2（平塚市のニーズ量の見込みの推計値）の中に出てくる数字の算出の仕方、認定区分に関係してくる家庭類型等について質疑がされた。

(3)今後のスケジュール等について

事務局が資料3、4に基づき説明。

※説明の概要は以下のとおり。

資料3は県のスケジュールである。大体国への量の見込みの報告が9月末ぐらいと示されている。ニーズ量とサービス量は、皆様の意見をいただきながら、この時期ぐらいまでに確定したい。

資料4は、市のスケジュールであり、子ども・子育て支援事業計画を策定するまでの間、皆様方には5回ぐらい子ども・子育て会議を開催する予定である。

次回以降、骨子案や量の見込みを示して、7月ぐらいまでには最初の計画素案を作成したい。この中でサービス量なども検討していただき、9月の子ども・子育て会議には、報告すべき数字をお示ししたい。また、計画素案については、11月に1

カ月間をかけてパブリックコメントを行い、その結果を12月に皆様方にお示しして、ここで計画の最終案ができ上がるという計画を立てている。9月末までに国に報告する数値を出す中で、大変厳しいスケジュールになっているが、皆様方には御協力いただければと考えている。

それと、新たな制度の関係で皆様方に別にお諮りすることがあれば、この5回の中で御審議いただきたいと思っているが、場合によっては、この5回とは別にお集まりいただいて御審議いただく場合や、郵送により送らせていただいて御意見をいただく場合もあるかと考えている。

出席者：落合委員、黒田委員、酒井委員、三石委員、鷺尾委員、吉野委員、山口委員、長谷川委員、島崎委員、白勢委員、野坂委員、山岸委員、市川委員、田中委員、石川委員、太田委員、山柘委員、重徳委員

欠席者：中村委員

傍聴者：なし

事務局：健康・こども部長、保育課長、青少年課長、保育課6名、青少年課2名、教育総務課4名、(株)名豊1名

以 上